



成果目標と取組指標

1 成果目標

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	国の基本指針どおり
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の基本指針どおり

目標値	
令和5年度末の施設入所者数（令和元年度末：54人）	52人
令和5年度末までの地域生活移行者数（令和元年度末：2人）	4人

目標実現に向けた取組

- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住居の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。
- 日中サービス支援型共同生活援助など、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障害者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供できるサービス提供体制を確保します。また、地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3	3	3

目標実現に向けた取組

- 保健・医療サービスの情報提供や、必要な障害福祉サービスの利用を通じて地域移行支援を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の基本指針どおり

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0	0	1
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	0	0	1

目標実現に向けた取組

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で自立した生活を行うには、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応や、体験の機会や専門的人材の確保）を確保する必要があり、その取組を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度実績の 1.27 倍以上	国の基本指針どおり
うち、就労移行支援	令和元年度実績の 1.30 倍以上	国の基本指針どおり
うち、就労継続支援 A 型	令和元年度実績の 1.26 倍以上	国の基本指針どおり
うち、就労継続支援 B 型	令和元年度実績の 1.23 倍以上	国の基本指針どおり
就労定着支援事業の利用者数	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の基本指針どおり
就労定着支援事業の就労定着率	令和 5 年度における就労定着支援による就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本	就労定着率が 8 割以上

目 標 値		
	令和元年度	令和 5 年度
令和 5 年度末の福祉施設から一般就労への移行者数	5 人	7 人
うち、就労移行支援	0 人	1 人
うち、就労継続支援 A 型	4 人	4 人
うち、就労継続支援 B 型	1 人	2 人
令和 5 年度における就労定着支援事業の利用者数	0 人	5 人
令和 5 年度における就労定着支援事業の就労定着率	100%	80%

目標実現に向けた取組

- 福祉施設から一般の企業に就職した方に対して一定の期間、継続的な支援を受けることができる就労定着支援を利用し、事業所に対して障害者の特性に応じた環境づくりを呼びかけるとともに、適切な障害者雇用に努めます。
- 有効な障害者雇用促進策について、引き続き、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、庁内関係課と連携し、企業などに対し、障害者雇用に対する理解促進及び各種制度の周知に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を設置済
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	令和元年度から北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会を設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	国の基本指針どおり
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園で構築済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園で確保済
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の基本指針どおり
居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村において1か所以上確保することを基本	国の基本指針どおり

目 標 値	
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（令和元年度末：2人）	2人
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（令和元年度末：0か所）	1か所
居宅訪問型児童発達支援事業所の確保（令和元年度末：0か所）	1か所

目標実現に向けた取組

- 主に重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の基本指針どおり

目 標 値	
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和5年度までに確保

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60	60	60
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5	5	5

目標実現に向けた取組

- 基幹相談支援センターについては、地域の相談支援の拠点として、設置を目指します。
- 地域の相談支援事業所が関わる個別事例に対し、相談支援や必要な障害福祉サービスの提供について専門的な指導や助言を行います。また、県で行われる研修を利用し、計画的に主任相談支援専門員を養成します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国の基本指針どおり

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための体制を構築	令和5年度までに体制を構築

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	22	22	22
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有

目標実現に向けた取組

- 利用者のニーズも多岐にわたり、また障害福祉サービスも多様化し、制度改正も頻繁に行われています。市職員が兵庫県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するよう努めます。

2 取組指標

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成数

加東市手話言語条例による取組を踏まえ、聴覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳及び要約筆記者を養成する講座を開催することで、市の登録者として育成し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。

項目	第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
登録手話通訳者数	5人	4人	8人
登録要約筆記者数	5人	6人	6人

(2) 短期入所施設、グループホームの整備数

本市では、平成30年に短期入所事業所が開設し、また、令和元年度にはグループホーム（共同生活援助事業所）が新たに1事業所開設しました。しかし、障害のある人の地域移行・地域生活支援に必要な短期入所事業所やグループホームは充分でない状況です。引き続き、障害のある人を介護する家族を含め、障害のある人の地域での居宅生活を支援するために、短期入所事業所とグループホームの整備促進について事業者働きかけます。

項目	第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
短期入所事業所数	0か所	1か所	2か所
グループホーム数	3か所	4か所	4か所

(3) 市から福祉施設等への優先発注数

障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。

項 目		第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
障害者就労施設等からの物品等優先調達額	件数	7	8	8
	金額 (千円)	800	828	828

(4) 障害児支援の提供体制の整備

障害のある児童・生徒が、多くの時間を過ごす学校と福祉の連携をより強くするための協議の場及び身近な相談の窓口として設置した発達サポートセンター「はぴあ」とともに、障害児支援体制の充実を図ります。

項 目	第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
教育と福祉の協議の場の設置	—	有	有
障害児の相談窓口の設置	—	有	有